

双方代理 宅建 H21-02-4 《#534》

【問】 正誤をつけよ。

AがA所有の土地の売却に関する代理権をBに与えた。Bは、Aに損失が発生しないのであれば、Aの意向にかかわらず、買主Fの代理人にもなって、売買契約を締結することができる。

【答え】 誤り

《ポイント》 自己契約・双方代理 【宅建★基本頻出】

同一の法律行為について、相手方の代理人として**(自己契約)**、又は当事者双方の代理人としてした行為**(双方代理)**は、代理権を有しない者がした行為**(無権代理)**とみなす。ただし、**債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為**については、この限りでない。(民法 108 条 1 項)